

令和4年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年6月13日(月曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午後1時30分 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 櫻井 豊	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午後2時35分

議長（田中三江君） 皆さん、こんにちは。

本日審議最終日となりましたが、最後まで慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

定足数に達しておりますので、これから本日6月13日の会議を開きます。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継をそれぞれ許可してあります。

議事日程はお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第34号～日程第8 陳情第1号

議長（田中三江君） 日程第1 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてから日程第8 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書までの8件を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

一括議題といたします。

ただいま議題となっております案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査されておりますので、各常任委員長より審査結果の報告を求めます。

森澤文王総務経済常任委員長、登壇の上報告願います。

〈5番 森澤 文王君 登壇〉

5番（森澤文王君） 総務経済常任委員長より審査報告を申し上げます。

付託関係につきましては、審査経過の中で併せて申し上げます。

審査経過、令和4年6月3日に付託された標記案件を審査するため、6月9日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の対応は次のとおりです。

（1）議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、育児休業の取得状況、代替職員等の体制、休業から復帰する際のフォローの考え方について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

（2）議案第35号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案を全会一致で可決しました。

（3）議案第38号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第2号）について、歳入全款歳出のうち、【1款】議会費、【2款】総務費（3項戸籍住民基本台帳費を除く）、【5款】農林水産業費、【6款】商工費、【8款】消防費、【12款】予備費。

歳出について主なものは、【2款】総務費では、1項総務管理費について、別荘等

貸付管理経費のアスベスト調査及び報告業務委託料の内訳と現地にて説明を受けました。企画一般経費では、西塩沢住宅団地造成工事の整備方法及び整備後見込まれる事業の説明を受けました。

【5款】農林水産業費では、2項林業費について、林業振興経費の業務委託料の町有林補償伐採の内容について説明を受けました。

【6款】商工費では、2項観光費について、観光施設管理費は、女神湖センターでの落雪によるデッキ破損の修繕であること。また、落雪防止の対策を検討すること等現地にて説明を受けました。

【12款】予備費、歳入を含め、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第40号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定について、今後のスケジュールについての説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

審査結果。本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議長（田中三江君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、今井 清社会文教建設常任委員長、登壇の上報告願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。社会文教建設文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

1の付託案件につきましては、2の審査経過の中で併せて申し上げます。

2、審査経過。令和4年6月3日に付託された標記案件を審査するため、6月8日に常任委員会を開催し、慎重に審査を行った内容の概要は次のとおりです。

(1) 議案第36号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について。住宅の明け渡しにかかる条文の内容について説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(2) 議案第37号 立科町住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について。教職員住宅2棟を用途廃止するための条例改正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(3) 議案第38号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第2号）について。歳出について主なものは、【2款】総務費のうち、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカード交付申請用タブレット型端末の国への返還に伴い、後継機リース料の増額補正との説明を受けました。

【3款】民生費のうち、1項社会福祉費、5項臨時特別支援事業費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の増額補正との説明を受けました。

【4款】衛生費のうち、1項保健衛生費、3目母子保健費では、産婦健診事業の精算に伴う還付金の増額補正との説明を受け、5目新型コロナウイルスワクチン接種事業費のうち、追加接種体制確保事業経費では、4回目のワクチン接種に係る事務的経費の増額補正と追加接種対策経費では、ワクチン接種回数に対して医療機関に支払う経費の増額補正との説明を受けました。

【7款】土木費のうち、2項道路橋梁費、2目道路新設改良舗装費では、町道白樺湖大門峠線道路改良に伴う用地買収等による増額補正との説明を受けました。

【9款】教育費のうち、1項教育総務費、2目事務局費では、新規雇用のフルタイム会計年度任用職員の給料及び職員手当に係る増額補正との説明を受け、2項小学校費1目学校管理費では、新規雇用のパートタイム会計年度任用職員の報酬、職員手当等に係る補正との説明を受け、3項中学校費、1目学校管理費では、校舎内排水管洗浄作業の業務委託に係る増額補正との説明を受け、4項社会教育費、2目公民館費では、分館要望による区及び部落等集会所整備等補助金の増額と公民館長兼務による報酬及び旅費の皆減による減額補正との説明を受けました。

【10款】災害復旧費のうち、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木災害復旧費では、茂田井地区認定外道路の災害復旧による増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(4) 議案第39号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算(第1号)について。

支出について、1款資本的支出のうち、1項建設改良費、5目固定資産取得費の用地取得費では、古和清水水源導水管布設替工事に伴う管路箇所のみ地買収に係る増額補正との説明を受け、原案を全会一致で可決しました。

(5) 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」の採択を求める陳情書について、原案を全会一致で採択しました。

3、審査結果。本委員会に付託された案件は、審査の結果、上記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

以上です。

議長(田中三江君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔(なし)の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。初めに、原案に反対者の発言を許します。反対討論はありますか。

〔(なし)の声あり〕

反対討論なしと認めます。これで反対討論を終わります。

次に、原案に賛成者の発言を許します。賛成討論はありますか。

2番、芝間教男君、登壇の上願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間。総務経済常任委員会、議案付託案件について、賛成の立場から討論を行います。

議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第35号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例は職員の育児時間を短くする条例となっており、活用する幅が広がるとともに男性の育児休業にも利用しやすい条例となると思われます。

議案第38号 令和4年度立科町一般会計予算については、科目ごとに担当課に内容を確認するとともに、要点となる箇所について現地に赴き、その状況を確認いたしました。

2款総務課、3目財産管理費、業務委託料700万円については、旧ホテルグランビュウ蓼科等、2か所のアスベスト調査箇所を確認。

6款商工費、3項観光施設費、修繕費の300万円は女神湖センターデッキについて、冬季屋根から滑り落ちた雪がデッキの手すりに当たり、破損したものでありますが、修理には下から足場を組んで行わなければならないと相応の費用がかかること。ほか、補正予算に関わる箇所を確認し、役場に戻り採決を行ったところであります。

議案第40号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定については、本年度過疎地域と指定されたことから令和4年から令和7年にわたる4か年の計画を策定されたものでありますが、立科町の現状と課題を各項目ごとに上げるとともにその対策と計画、そして公共施設等総合計画との整合を図りながら作成され、多角的かつ有効的にこの債権が活用できるよう、作成されております。つきましては、本委員会において付託された各項目については、いずれも適正なものであり、反対の余地なく賛成するものとしていたします。

議長（田中三江君） ほかに賛成討論はありますか。

7番村田桂子君、登壇の上願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） それでは、賛成討論を行います。

まず、議案第36号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてです。

住宅の退去を求める条件として、最後の子が20歳の規定を20歳未満に改め、明け渡すことの表現を明け渡さなければならないと厳しい表現に改めるものです。町は20歳が幅広い概念を持つものとして厳密化し、未満とすることで20歳に到達した時点での転居、引っ越しを求めることと区切りのポイントを明確化しました。

しかし、今回の見直しは成人年齢がこれまでの20歳以上から18歳以上にと変更にな

ったことを受けてのものです。そうすると20歳の規定は法的根拠を失い、恣意的なものとなります。見直すのであれば、年齢ではなく、まだ学生などで経済的自立ができない子を持つ世帯も考慮すべきではないでしょうか。見直しに伴い、町長が特に認めた場合を追加すべきであります。そうすることで、最後の子が20歳になってもまだ経済的自立のできない場合は、子育て支援住宅に入居し続けることができると考えます。

せっかく見直すなら法的根拠を持たない20歳未満ではなく、原則18歳未満として町長が特に認めた場合を追加し、高校生、専門学生、大学生など、学生であるうちは退去しなくてもよいように変えるべきだと思います。せっかくの見直しのチャンスを十分生かしたとは言えないのではないのでしょうか。次の機会に生かしていただければと考え、申し上げました。

次に、議案第38号 一般会計補正予算（第2号）について討論します。

この予算は新型コロナで生活困難になった住民への10万円給付の追加や第4回目のワクチン接種1,000万円、そして建設関係では西塩沢住宅団地造成事業約3,400万円、女神湖センターのデッキの改修費300万円追加、白樺湖大門峠線の道路改良工事に伴う438平米の土地取得費、405万円の追加補正が主なものです。

注目したのは公民館費181万円の更生減です。それは令和4年度中央公民館長を専任で置かず、教育次長の兼任によるとしたために会計年度職員の賃金分をそっくり減らしたものです。議論でも教育次長が4つもの兼任であることから、公民館での社会教育活動が十分に行えないのではないかと懸念も出されました。コロナの影響でここ2、3年、令和2年度、3年度は公民館内での活動が一定の制約を受けましたが、その中でも野外に出かけてのフィールドワークや知恵を絞り、コロナ対策も取りながら進めてきました。コロナの第6波もようやく下火となり、さあこれからというときに公民館長が専任でないということは果たして住民の期待に十分応えられる活動が展開できるのでしょうか。

一旦は更生減を認めますが、9月には復活できるよう急いで人的配置を決め、4年度後半には活発な社会教育が展開できるようにすべきです。期待を込めて賛成といたします。

議長（田中三江君） ほかの賛成討論はありますか。

〔（なし）の声あり〕

これで、賛成討論を終わります。

これから、日程第1 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2 議案第35号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3 議案第36号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4 議案第37号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第38号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6 議案第39号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第40号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

お諮りします。本案は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第9 発委第3号

議長（田中三江君） 日程第9 発委第3号 委員会の閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、暫時休憩とし、2時から第1委員会室において全員協議会を開催します。議員はお集まりください。

なお、全員協議会終了後、議会運営委員会を開催します。運営委員、理事者はお集まりください。再開は議会運営委員会終了後となりますので、承知願います。

（午後1時58分 休憩）

（午後2時20分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、議事を再開します。

お諮りします。会議規則第22条の規定によって、本日の議事日程にお手元に配付しました議事日程を追加日程として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付しました議事日程を追加日程として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第41号

議長（田中三江君） 追加日程第1 議案第41号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

齊藤総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 議案第41号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を申し上げます。1ページをご覧ください。

令和4年度立科町の一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を49億8,714万7,000円とするものです。本日提出、立科町長。

2ページは第1表歳入歳出予算補正の歳入と歳出となります。

3ページは歳入歳出予算事項別明細書の歳入と歳出の総括となります。

4ページをお願いします。歳入では、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金は新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金で420万円、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金で880万円の増額補正であります。

5ページ、6ページは歳出になります。3款民生費、1項社会福祉費、5目臨時特別支援事業費では住民税非課税世帯等臨時特別給付事業経費で、対象世帯への補助金を80世帯分で800万円増額するほか、事務関係経費を計上いたしました。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金として50人分250万円のほか、事務関係経費を計上いたしました。

いずれの事業も新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等により生活が困難な世帯や低所得の子育て世帯に対する生活支援を目的に、国の補正予算が成立したことを受け、早急に支給することとするため、本日追加の上程をするものでございます。

7ページ以降は給与費明細書となりますので、ご覧ください。ご審議の上議決いただきますよう、お願い申し上げます。

議長（田中三江君） これから、議案第41号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第3号）についての質疑を行います。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 6番、今井 清です。

5ページの医療福祉関係費の支出の中の消耗品費を114万円の積算の説明をお願いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

これらの事務的経費につきましては、あらかじめ国から当町の配分といたしまして示された金額を合計金額として計上しております、当町で積み上げたものではございません。最終的には支出した分を清算をするということですが、当初におきましてはちょっと金額的には課題かと私ども思いますけれども、そのように振り分けているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 分かりました。こちらで積算としたということではなくて、現実にはこれで何を買うということではなくて、清算のときにその金額で請求すれば交付金の対象にはなるという解釈でよろしいでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） その通りです。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから本案について採決をします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

◎追加日程第2 発委第4号

議長（田中三江君） 追加日程第2 発委第4号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを議

題とします。

意見書の朗読を願います。

今井事務局長。

議会事務局長（今井一行君） それでは、朗読をいたします。

「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書。令和4年6月13日。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣宛てであります。長野県立科町議会議長田中三江。2021年度からの5年計画で小学校は35人学級が実現することになりました。全学年での実施は実に40年ぶりであり歓迎するものです。

しかし、35人学級では不十分であり、中学校は40人のままです。新しい生活様式における身体的距離の十分な確保のためにも少人数学級はさらなる推進が必要です。長野県内では1月27日からまん延防止等重点措置が適用され、3月6日に終了となりました。小学校の新規陽性者数は依然として高い、分散登校を実施した学校では集団感染が抑えられているなどと分析され、30人規模学級を実施している県内でも分散登校等の継続方針が示されました。

新年度になっても学校現場では学びの補償や心のケア、感染症対策など不断の努力を続けています。新学習指導要領への対応や貧困、いじめ、不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには早急に30人学級を実現するなど、さらなる少人数学級推進と抜本的な定数改善計画に基づく教職員定数の改善が不可欠です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の三位一体改革の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

国の施策として、定数改善に向けた財源補助をし、子供たちが全国のどこに住んでも一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子供の学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2023年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1つ、どの子にも行き届いた教育をするため、さらなる少人数学級推進と教育予算の増額をすること。また、複式学級の学級定員を引き下げること。

2つ、教育の機会均等とその水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育費、国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元するなど拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上です。

議長（田中三江君） 本案について提出者の説明を求めます。

今井社会文教建設常任委員長。

6番（今井 清君） ただいまの局長の朗読したとおりでございます。

以上です。

議長（田中三江君） これから、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発委第4号、「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発委第4号は原案のとおり可決され、提出することに決定されました。

◎追加日程第3 報告第7号

議長（田中三江君） 追加日程第3 報告第7号 専決処分事項の報告についてを議題とします。本件について報告を求めます。

齊藤総務課長、登壇の上願います。

〈総務課長 齊藤 明美君 登壇〉

総務課長（齊藤明美君） 報告第7号 専決処分事項の報告について申し上げます。

地方自治法第180条第1項により、議会において指定された事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。本日提出、立科町長。裏面は専決処分書になります。1件100万円以下の損害賠償額の決定については、町長が専決処分できる事項となっております。この損害賠償額の決定について、6月3日に専決処分を行いましたので、議会に報告を申し上げます。

1、損害賠償の額9万8,584円。

2、損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

3、事故の概要は、令和3年8月19日午後2時ごろ、町道下真蒲権現山線を走行中、作業をするため車両を右側に駐車しようとしたところ、道路側溝のグレーチングが跳ね上がり、燃料タンクに損傷を与えた物損事故でございます。

報告は以上でございます。

議長（田中三江君） これで、本日の日程を全部終了しました。

以上をもちまして会議を閉じます。令和4年第2回立科町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

（午後2時35分 閉会）